

生活保護法による介護扶助について

2020. 07. 31

■介護扶助の概要

生活保護受給者に介護保険給付の対象となる介護サービスを保障するため、介護保険給付が行われない自己負担分を介護扶助として給付します。

■ケアマネージャーと生活支援課職員との関わり（65歳未満、以上、共通）

1. 在宅サービスの利用

- ・サービス利用票は、該当月の前月 20 日ごろまでに提出して下さい。

⇒生活支援課生活支援庶務係

新規及び認定替えや更新の場合、65 歳以上の方については介護保険証のコピーを付けて提出してください。介護保険証のコピーがないと、介護券の送付はできません。

- ・介護券は、利用票が提出された分を、前月末に各事業所に送付します。
利用票の提出がない月は、介護券は送付されません。
- ・介護扶助は、生活保護制度から給付されますので、本人負担はありません。
(本人支払額がある方を除く←発生する場合はCWから介護事業所へ直接連絡します。)

2. 福祉用具・住宅改修 ⇒地区担当CW

- ・保護（保護変更）申請書
- ・事前申請に必要な書類一式

3. その他

- ・生活保護申請の相談 ⇒地区担当CW（来庁時は相談員が対応します。）
- ・施設入所・入退院等の連絡 ⇒地区担当CW

■ 40歳～64歳 介護保険被保険者以外（生活保護単独）

1. 支給限度額等、介護サービスと同じですが、費用負担は生活保護の介護扶助から全額給付されます。
2. 新規及び認定替えや更新の場合は、地区担当CWに、要介護認定申請書及び調査に係る聞き取り票を提出して下さい。生活支援課より、介護保険課に要介護認定を委託します。
☆申請書に特定疾病名や主治医の方の名前等の記入を必ずお願いいたします。
☆生活保護を宇治市で受給中の方については、住民票の住所が宇治市外であっても、宇治市生活支援課へ申請をして下さい。
3. 審査判定の結果、地区担当CWより要介護認定・要支援認定等結果通知書を本人宛に送付します。介護保険サービスではないため、介護保険証は交付されません。
4. 新規に被保険者以外の方を担当する場合は、サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出して下さい。
5. 被保険者以外の方は、障害者施策等他に適用される法がある場合、優先して活用し、不足する分について介護扶助を給付します。
6. サービス計画作成に係る要介護認定資料の提供申出
⇒生活支援課生活支援庶務係
7. 介護給付費過誤申立書の提出
⇒生活支援課生活支援庶務係
8. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与確認申出書の提出
⇒生活支援課生活支援庶務係

※65歳以上の方の申請等については、通常通り介護保険課で手続きをお願いします。